

## 那珂市生ごみ処理機器購入設置補助金交付要項

平成3年7月1日

訓令第15号

(趣旨)

第1条 この要項は、市内の各家庭から排出される生ごみの減量化及び堆肥としての資源化を図るため、生ごみ処理機器（以下「処理機器」という。）を購入、又は材料を購入して製作し設置した者に対し、予算の範囲内において生ごみ処理機器購入設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、処理機器とは、生ごみを乾燥させてたい肥化すること、又は生ごみを発酵分解してたい肥化させ、若しくは消滅させることを目的として製造された機器で市長が認めたものをいう。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、100円未満の端数金額が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(1) 電動により生ごみをかくはんさせる構造の処理機器については、購入した処理機器の価格（消費税相当額を除く。）の3分の1に相当する額とし、1基につき15,000円を限度とする。

(2) 材料を購入して製作した処理機器については、製作に要する材料を購入した額（消費税相当額を除く。）の4分の3に相当する額とし、1基につき10,000円を限度とする。

(3) 前各号の処理機器以外の処理機器については、購入した処理機器の価格（消費税相当額を除く。）の4分の3に相当する額とし、1基につき15,000円を限度とする。

2 補助金の交付の対象となる1世帯当たりの処理機器の基数は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号の処理機器にあつては、1基とする。

(2) 前項第2号及び第3号の処理機器にあつては、2基以内とする。

3 前項の規定にかかわらず、補助金の交付決定の日から次の期間を経過した処理機器が使用に耐えられなくなった場合にその代替で購入する処理機器については、補助金の交付対象とする。

(1) 第1項第1号及び第3号の処理機器にあつては、7年

(2) 第1項第2号の処理機器にあつては、3年

(補助金の交付要件)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件に該当しなければならない。

(1) 本市に住所を有し、居住している一般世帯（事業所を除く。）

(2) 前条第1項第1号に掲げる処理機器については、市長が認める方法によ

り購入した者

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、那珂市生ごみ処理機器購入設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 購入者名、処理機器の品名（製作したときは製作に要した材料名）及び領収年月日が記載された領収書

(2) 製作したときは完成写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、交付の可否について那珂市生ごみ処理機器購入設置補助金交付決定通知書（様式第2号）又は那珂市生ごみ処理機器購入設置補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 申請者が、前条による那珂市生ごみ処理機器購入設置補助金交付決定通知書を受領したときは、速やかに那珂市生ごみ処理機器購入設置補助金請求書（様式第4号）により補助金の請求をするものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、虚偽の申請又は不正の手段により補助金の交付を受けた者に対し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(責務)

第9条 処理機器を設置した者は、これを常に良好な状態に維持管理し、生ごみの減量化及び資源化に努めなければならない。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要項は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年訓令第45号）

この要項は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年告示第16号）

この要項は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年訓令第5号）

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年訓令第2号）

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年訓令第1号）

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令第1号）

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成２３年訓令第６号）

この要項は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年訓令第１９号）

この要項は、公布の日から施行する。

附 則（平成２６年訓令第１２号）

この要項は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年訓令第１３号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の施行の日（平成２８年４月１日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際、第１条の規定による改正前の那珂市国民健康保険税の減免に関する規程及び第２条の規定による改正前の那珂市生ごみ処理機器購入設置補助金交付要項に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成３０年訓令第１４号）

この要項は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年訓令第６号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和４年訓令第４号）

この要項は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要項は、令和７年４月１日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

那珂市生ごみ処理機器購入設置補助金交付申請書

年 月 日

那珂市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

次のとおり補助金の交付を申請します。

| 対象となる<br>処 理 機 器 | 種 別       | 品 名 | 基 数 |
|------------------|-----------|-----|-----|
|                  | 電動処理機器    |     | 基   |
|                  | 製作した処理機器  |     | 基   |
|                  | 上記以外の処理機器 |     | 基   |
| 購 入 価 格          | 円（消費税抜き）  |     |     |
| 購入年月日            | 年 月 日     |     |     |
| 設 置 場 所          |           |     |     |

（注） 購入した生ごみ処理機器の領収書は、購入者名、品名（製作したときは製作に要した材料名）及び領収年月日の記載されたもので、原本を添付すること。  
処理機器を製作したときは完成写真を添付すること。

様式第2号（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

那珂市長

印

那珂市生ごみ処理機器購入設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました生ごみ処理機器購入設置補助金  
については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 対象となる処理機器

| 種 別       | 品 名 | 基 数 | 交 付 額 内 訳 |
|-----------|-----|-----|-----------|
| 電動処理機器    |     | 基   | 円         |
| 製作した処理機器  |     | 基   | 円         |
| 上記以外の処理機器 |     | 基   | 円         |

様式第3号（第6条関係）

第 年 月 日  
号 日

様

那珂市長

印

那珂市生ごみ処理機器購入設置補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました生ごみ処理機器購入設置補助金について、下記の理由で不交付と決定したので通知します。

記

（理由）

様式第4号（第7条関係）

那珂市生ごみ処理機器購入設置補助金請求書

年 月 日

那珂市長 様

住所  
氏名

印

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった那珂市生ごみ処理  
機器購入設置補助金を、次のとおり請求します。

一金 円

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 金 融 機 関 名 | 銀行 ・ 信金 ・ 農協 ・ 信組 |
| 支 店 名     | 支店 ・ 本店           |
| 口 座 の 種 別 | 普通 ・ 当座           |
| 口 座 番 号   |                   |
| フ リ ガ ナ   |                   |
| 口座名義人氏名   |                   |

（注）口座名義人氏名は様式第1号の申請者名と同一にすること。